

## 第3回 サイバーポート進捗管理WG（港湾管理分野）議事概要

### 【意見交換】

#### **国土交通省港湾局 原田参事官挨拶**

サイバーポート(港湾管理分野)については、これまでも本 WG などを通じて関係者から意見を頂戴し、議論を重ねながらシステム構築および改良に努めてきた。

令和 6 年 1 月よりシステムの本格運用が開始されてから54の港湾管理者(にシステムを利用いただいております)利用者は増加している状況である。

今後は、データ利活用による港湾政策の高度化と更なる利用者の拡大を目指したい。

#### **小野座長挨拶**

本WGは、システム構築の進捗をモニタリングするだけではなく、実務で利用いただくための様々な課題に向き合いながら進めてきた。

サイバーポート(手続)については、令和 9 年度より港湾管理者からの使用料徴収が開始される。現在から令和 9 年までの 3 年間でいかに利用者にとって利便性の高いシステムを構築できるかが非常に重要であり、サイバーポート(港湾管理分野)が根付くかどうかを左右すると考える。

システム開発は、アジャイル的な観点も取り入れ、システムをご利用いただきながら機能改良や機能の拡大を進めてほしい。

サイバーポート(港湾管理分野)を推進する上では、現在の港湾関連業務の実務とサイバーポート(港湾管理分野)の親和性を高めることが重要な点であり難しい点であると考えます。

各港湾の特色や慣習は残しつつ、日本国の政策方針として各種手続の統一化を推進する流れもあり、サイバーポート(港湾管理分野)のような統一的な電子システムの活用が重要となる。また、サイバーポート(港湾管理分野)は、現在の港湾関連業務の簡素化に留まらず、システム内に蓄積されるデータを付加価値の高い形で提供することで、業務生産性向上や新規事業創出に寄与するものと考えます。繰り返しになるが、今後 3 年間の取組が非常に重要となる。

事務局より資料に沿って説明

#### **【サイバーポート(港湾管理分野)による手続様式や申請項目の標準化について】**

##### **(デジタル庁)**

- ・ 事業者が複数の地方公共団体へ申請を行う際、申請先ごとに申請内容が異なることにより、事業者の負担が発生する。また、申請のデジタル化の推進を阻む一因とも考えられる。
- ・ 「規制改革推進に関する答申」(令和 6 年 5 月 31 日)では、政府方針として、「国民の地方公共団体に対する申請など既存の各種手続について、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要があるとして、独自の規律を設ける場合を除き、全国的に統一していくとともに、新たに不適切なローカルルールが設けられること

を防止する必要がある、規制所管府省は実効的な取組を進めるべきである」とされている。サイバーポート（港湾管理分野）が目指す手続様式や申請項目の標準化を行う取組と方向性は、政府の方針とも合致していると考ええる。

#### **（小野座長）**

- ・ 全国どこの港湾であっても申請内容が同じであることは、ユーザーにとっては有用である。一方で、港湾ごとの伝統や商習慣も存在するため両者のバランスを鑑みたシステムの作り込みが必要であると考ええる。

### **【サイバーポート(手続)の事前調整に係る機能について】**

#### **（委員）**

- ・ サイバーポート(手続)に実装予定である申請の事前調整に係る機能について、単なるチャット機能が実装されるだけでは電話やメールによる従前のやりとりからの変化はないと考える。具体的に検討されているものがあればご教示いただきたい。

#### **（事務局）**

- ・ 最近では AI チャットボットといったツールもあり、例えば施設を予約したい日付を送信することで空き状況に応じて自動予約ができる機能や申請を受付したことが自動応答される機能などを想定し、システムベンダと協議を重ねている状況である。より具体的な検討が進んだ段階で、説明会やヒアリングを開催してご意見を頂戴したいと考えている。

#### **（委員）**

- ・ サイバーポート(手続)において、チャット機能を用いた港湾施設の予約対象となる施設は、現在、サイバーポート(手続)が対象とする手続のみであるという認識で相違ないか。

#### **（事務局）**

現状、サイバーポート(手続)で扱う港湾施設は上屋・荷さばき地・野積み場のみであるが、ヒアリング等を実施する中で、係留施設使用許可申請と併せて港湾施設(上屋・荷さばき地・野積み場)使用許可申請が行われていることや、利用者が係留施設使用許可申請を行う前に、係留施設の予約を行うことを踏まえ、係留施設も対象とした予約システムの構築検討を進めている。なお、NACCS では申請情報の保存期間が2カ月間であるのに対し、予約システムでは2カ月以上先の予約にも対応できる仕様とすることを想定している。予約システムにおいては港湾施設の「予約」を行い、NACCS バースウィンドウにおいては係留施設などの利用に係る「申請」を行うことで業務の棲み分けを行う想定である。

#### **（委員）**

- ・ 外航船のバース利用について、バースの利用希望時間に重複が発生した際にバース会議を開催して調整を行っている。予約システムでは、このような運用への配慮などがなされるかご教示いただきたい。

#### **（事務局）**

- ・ バース会議の運用方法は多岐にわたると認識している。予約システムの構築に際して、現状の業務について調査や分析を行った上での機能構築を想定している。

## 【サイバーポート(手続)の料金計算に係る機能について】

### (委員)

- ・ サイバーポート(手続)に実装予定である料金計算に係る機能について、料金計算に限らず、料金の支払いなどの機能についても検討がなされているのか。また、他システムとの連携を通じた機能の実現が検討されているのか検討状況をご教示いただきたい。

### (事務局)

- ・ 港湾ごとに利用料金の計算方法や減免の割合が異なり、それをすべからくシステムに反映させることが困難であると判断し、第2回サイバーポート進捗管理 WG(港湾管理分野)では当該機能の構築を当面凍結すると報告した。しかしながら資料のとおり、すべての業務プロセスを電子化する上では、料金計算・精算機能は必要であることから、検討を再開することとした。他省庁において、料金の精算機能を統一化する取組も行われており、そういった動向も注視しながら機能の検討を進める。

## 【データ利活用について】

### (委員)

- ・ 弊社は、コンテナ流動を調べるためにアメリカの Datamyne 社からデータを購入している。中国の船社からも日本のコンテナに係るデータが公表されていないため、コストをかけて必要なデータを収集していると聞いた。サイバーポート(調査・統計)にて、港湾統計業務を電子化するのであれば即時性のあるデータの公表にも期待する。例えば、データが月単位で公表されると4週ある月と5週ある月で統計にばらつきが発生し得るため、月単位ではなく週単位での公表を希望する。
- ・ 港湾統計はトン数ベースで公表がなされているが、より詳細なコンテナごとのデータの公表を希望する。

### (事務局)

- ・ ニーズとしては理解するが、現状の港湾調査のルールでは2カ月以内に月報を公表することになっており、より早期のデータ公表には課題が多い。対応として、港湾統計の枠組の外で収集したデータ等の活用も検討し、ポートセールスや国際戦略港湾政策に活用いただけるよう、日や週単位でのデータの公表についても議論を重ねていきたい。
- ・ 公表されている港湾統計はトン数ベースであるが、港湾統計の調査票においてはコンテナのサイズ・個数に関する回答も行われているため、港湾局として統計データの二次利用申請を行うことで TEU ベースでの分析を行うことも検討している。

### (委員)

- ・ 統計データをポートセールスに活用する機会の創出を推進する一方で、統計データの二次利用には統計法上の制限や厳重な罰則が設けられていると認識している。こういったデータの利活用であれば統計法上、問題がないかを示したガイドラインなどを整備いただきたい。

### (事務局)

- ・ 本施策におけるデータの利活用については現状の二次利用の枠組の中で、国土交通省港湾局がアウトプットを検討し、必要な申請を行う。二次利用申請ルールが簡素化されるわけではないと認識いただきたい。

### (委員)

- ・ 即時性のあるデータの公開は非常に重要だと考える。現在は調査票を作成する際に、NACCS の情報を用いているが、一部の情報は補完が必要である。NACCS は税関手続システムであり、仕向港と仕出港のみ登録する仕様となっているが、港湾運営上は経由した港の情報も重要であるため、NACCS の入力項目の追加を検討いただきたい。また、NACCS とサイバーポート(調査・統計)それぞれに蓄積されるデータが相互に補完されるデータベースがあると利便性が高いと考える。

### (委員)

- ・ 県内を事業拠点とする荷主が隣県の A 港で輸入をして、A 港湾で税関手続を行った場合は NACCS 上には、A 港が仕向港として記録され、以降の寄港についての記録はされないと認識している。サイバーポート(調査・統計)と NACCS が連携されることにより、流通経路や荷主情報の確認が可能となるかご教示いただきたい。

### (委員)

- ・ NACCS にて入出港関連手続で収集する項目のうち、サイバーポート(調査・統計)にて調査票を作成する際に共通する項目については、編集を行った上で調査票への流用が可能であるが、あくまで NACCS は税関手続システムであり、港湾統計のためにデータを収集しているわけではない。また、NACCS の入力項目には必須項目と任意項目があり任意項目の入力充実度は入力を行う事業者に依存する。サイバーポート(調査・統計)にて調査票を作成する際の入力項目と NACCS の入力項目のうち、共通する項目については、NACCS であらかじめ入力を行い、その情報をサイバーポート(調査・統計)に流用する二重入力を防ぐことができるため、そのことを報告者に周知して業務負担の軽減を図ることは一案と考える。

### (事務局)

- ・ 国土交通省港湾局では、コンテナ貨物に係る手続等を各ステークホルダーが利用できるサイバーポート(港湾物流)の取組も進めている。サイバーポート(物流分野)の利用が推進されることで、経由地も含めたデータ収集が可能となると考える。また、NACCS とサイバーポート(調査・統計)は既に連携がされており、NACCS の情報を利用してサイバーポート(調査・統計)上で作成する調査票項目の多くは自動入力が可能である。
- ・ 内航船で運ばれる貨物について、仕向として記録がされていれば港湾統計において情報が確認できると考える。また、コンテナ流動調査の電子化も予定しており、各データを活用した分析を行う想定である。

### (小野座長)

- ・ サイバーポート(調査・統計)による港湾統計も NACCS による税関も行政目的があり、それぞれの目的に縛られる部分はあるが、それぞれに蓄積されるデータの利活用の議論は経済目的でもあるため、両者のバランスについても事務局には議論を進めていただきたい。

## **【各港湾管理者の独自システムとの連携について】**

### (委員)

- ・ 当県では、事業者よりメールなどで送付される情報を港湾管理者が独自システムに手入力にて転記しており、サイバーポート(手続)を通じて申請が行われたとしても、同様に独自システムに情報の手入力を行う必要があるため、サイバーポート(手続)の活用が進んでいない。令和6年度に独自システムとサイバーポート(手続)の連携機能が構築されるため、当該機能へ非常に期待を寄せている。当該機能の仕様の詳細や連携に係

るスケジュール、連携に係る費用負担の詳細についてご教示いただきたい。

**(事務局)**

- ・ 令和5年度実施のサイバーポート(手続)操作説明会にて、令和5年末までにシステム連携の仕様を開示すると説明したが、サイバーポート(手続)操作説明会後に実施したアンケートにて、サイバーポート(手続)の対象手続に係留施設使用許可申請の追加を希望するご意見を頂戴したことや、予約システムの構築を踏まえ、現在仕様の再検討を行っている。遅くとも令和6年度中には仕様の開示を行うことで、令和7年度以降の各港湾の財政当局への予算要求に間に合うスケジュールを想定している。連携に係る費用負担について、サイバーポート(手続)側の改修に係る費用については国土交通省が負担するが、各港湾管理者の独自システムの改修に係る費用については各港湾管理者に負担いただくことになる。

**(委員)**

- ・ 各港湾管理者の独自システムとサイバーポート(手続)の連携は API 連携にて行われる認識で相違ないか。

**(事務局)**

- ・ 現在、各港湾管理者の独自システムと NACCS の連携に用いられている連携方式と同様の仕組み(ファイル連携方式)で、サイバーポート用に新たに港湾局が構築し、各港湾管理者が独自システムの改修を行うことで連携できるようにする予定である。

**【サイバーポート(手続)の使用料徴収について】**

**(委員)**

- ・ 令和9年度からのサイバーポート(手続)の使用料徴収開始について、財政当局への予算要求が必要となる。サイバーポート(手続)の利用が義務化されるのであれば予算要求の根拠となるが、そうではない場合は、サイバーポート(手続)を導入する必要性を訴える必要があるため、予算要求に足る機能の拡充や有効性を示す資料の提供などを検討いただきたい。

**(事務局)**

- ・ サイバーポート(手続)の必要性を示すために、今後予定している機能拡充を推進することに加えて、港湾管理者の皆様が必要とする資料の提供や支援を行う。

**(委員)**

- ・ 各港湾の独自システムとサイバーポート(手続)の連携に係る仕様の開示を令和7年の3月までに行うスケジュールでは、令和7年度の予算要求には間に合わないため、令和6年の夏ごろに開示がなされることが理想的である。また、令和9年度からのサイバーポート(手続)の使用料について、改めて初年度の想定料金をご教示いただきたい。

**(事務局)**

- ・ 昨年度の説明会でも示した通り、NACCS の利用料金と同様に港格に応じて基本料金を設定している。加えて実施した手続数に応じ従量課金額の合算が使用料となる予定である。基本料金は最も高い国際戦略港湾で166万円程度と試算している。

**(委員)**

- ・ 県内の一部港湾については、市町への港湾管理事務委託や港湾運営会社による管理等を行っており、港湾

の中でも港湾施設によって申請先が異なる。市町や港湾運営会社によって予算要求・編成の時期やプロセスが異なるため、令和 9 年度の使用料徴収に向けたスケジュールを作成する際は、これら関係者との調整や合意形成が必要になると考える。

#### **(小野座長)**

- ・ 重要なお意見であり、国土交通省港湾局が想定しているスケジュールに加えて、各港湾において関係者ごとに調整が必要となることが考えられるため、国土交通省港湾局には速やかな情報提供やサポートなどを実施いただきたい。

#### **(委員)**

- ・ 日本国の港全体の発展の話と、各港湾の港湾政策の話を切り分けて議論する必要がある。独自システムは、弊港の運用に合わせて開発がされているため、現状はサイバーポート(手続)よりも利便性が高い。サイバーポート(手続)を利用することで業務負担が軽減する側面もあるが、弊港だけを考えれば独自システムを利用できれば運用上の不便はないため、独自システムの運用費を負担しつつ、更にサイバーポート(手続)の使用料を負担することは難しいと感じている。

#### **(事務局)**

- ・ 港湾管理者の立場における独自システムの利便性は理解するが、利用者からすれば全国の港湾を利用する中で独自システムを有する港湾のみサイバーポート(手続)から申請を受けないというのは不便である。政府方針もご理解いただきながらご協力いただきたい。

#### **【その他】**

##### **(委員)**

- ・ 利用者向けのマニュアル整備や利用に係る支援などを検討いただきたい。

##### **(事務局)**

- ・ WG 資料 9 ページにも記載がある通り、今後港湾管理分野ポータルサイトを中心にマニュアル等の拡充を進める。また、ユースケースごとのシステム操作動画の制作やブロックごとの説明会の開催などの支援を行う。

##### **(委員)**

- ・ サイバーポート(手続)の利用の義務化が令和 9 年度からなされる認識で相違ないか。

##### **(事務局)**

- ・ サイバーポート(手続)の利用の義務化は予定していない。令和 9 年度時点においてサイバーポート(手続)が利用可能と告示を行っている港湾管理者に対し、令和 9 年度より利用料金が発生する。申請者は無料で利用可能である。

##### **(委員)**

- ・ 手続について、入出港届はこれまでも NACCS にて申請の電子化がなされていたが、港湾統計については、データの収集に負担がかかることや提出期限が設けられていることから調査票の電子化を希望する声は相当数あった。一方で、電子化がなされても利用者の業務負担が軽減されないのであれば有用性は低いと考える。協会としては引き続き、会員の意見の収集や共有を行っていくため、これらの意見も踏まえながら利便

性向上に努めていただきたい。

#### **(委員)**

- ・ 協会として、港湾統計や申請などの実務に携わることはないが、個人として複数港湾でバース会議を実施してきた経験から、全国の港湾においても申請が標準化されることは非常に望ましいことだと考える。

#### **(委員)**

- ・ サイバーポート(港湾管理分野)の運用開始、および運用開始直後から多くの港湾にシステムをご利用いただけていることを喜ばしく思っている。一方で、取扱貨物量の多い 5 大港を中心に利用開始がされていない港湾もまだまだ多い。説明があった通り各港湾管理者が独自システムを有することにより、サイバーポート(港湾管理分野)の利用開始が遅れる事情は理解する。引き続き利用者数の確保に向けた継続的な支援が行われ、ユーザー目線に立って、システムが広く利用されていくように取組を推進していただきたい。

#### **(委員)**

- ・ 本市では独自システムと NACCS を利用している中で、いきなりサイバーポート(港湾管理分野)への切り替えを行うことは難しいが、現状業務で電子化がされていない申請もあるため、システムを導入する費用対効果を鑑みながら導入を検討している。

#### **小野座長総括**

港湾調査に対し報告している、または港湾行政手続を申請する側からすると提出様式や申請様式が統一されていることは、非常に利便性が高いと考える。一方で、各港湾がそれぞれ抱える事情や課題が存在することも改めて認識した。そういった状況から事務局には、様々な情報の開示や WG のような意見交換の場を設けていただき、今後 3 年間でサイバーポート(港湾管理分野)を更に良いものとしていけるよう、引き続きお願いしたい。

#### **国土交通省港湾局 白崎総務課長挨拶**

本日は「平時」におけるサイバーポート(港湾管理分野)の利用に係る議論がなされていたが、「非常時」に活用できる点からもサイバーポート(港湾管理分野)を推進する意味があると考えます。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、陸路での物資搬送が困難であったため七尾港や輪島港を中心に海路からの物資搬送が行われた。その際、石川県の港湾法第 55 条の3の3に基づく管理代行者として国土交通省港湾局がバース調整などを行った。支援船の運航者などからはバース調整がスムーズであったと好意的な意見を頂戴した一方で、管理代行するにあたって係船柱の間隔をはじめとした係留施設のスペックなどの情報が手元になく、確認に時間を要した。NACCS のバースウィンドウ機能やサイバーポート(手続)を利用可能な状態であれば、係留施設に係る情報が確認でき、災害対応の手助けになると考える。

また、「未来」の話として、サイバーポート(港湾管理分野)の利用は、港湾関連業務の担い手不足の解決に繋がると考える。令和 6 年 5 月の財政制度等審議会にて、次の四半世紀で生産年齢人口が約 25%減少する試算から自治体職員の確保が困難となりうるため、DX を推進するべきであると議論がなされていた。同時に、令和 5 年度に国土交通省港湾局が港湾管理者向けに実施したアンケートにおいて職員数を調査したところ、過去 10 年で職員数が約 5%減少していることが分かった。日本国の人口は、2060 年に向けて、8000 万人に推移す

ると考えられており、現在の 2/3 の人口にて業務を行う状況が発生する。日本国全体の人口が減少するに際して、港湾関連手続の申請数が減少することにより業務負荷が軽減されるといった考えもあるが、申請数の減少により事務所がなくなる可能性も考えられる。そういった観点からも、今から業務の省力化や生産性向上を進め、次の世代に引き継いでいく必要があると考える。

以上